## 野焼きの禁止や

## ● 簡単な焼却炉で、家庭ごみを焼却することは禁止されています。

屋外でごみを燃やす野焼きは、原則禁止です。プラスチック類(合成繊維・ビニール)などを燃やすと、ダイオキシンの発生、煙や悪臭など近所の迷惑にもなり、違法行為です。必ず、市のごみ収集に分別のうえ排出しましょう。また、例外とされる野焼きの行為でも、洗濯物に臭いがつくなどの苦情が多く寄せられていますので、以下のことなどご留意ください。

## ● 屋外焼却の例外とされる主なもの

- ・国や地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要なもの
- ・震災や火災など、災害の予防、応急対策や復旧のために必要なとき
- ・風俗慣習上や宗教上の行事を行うために必要なもの
- ・農林漁業などを営むための害虫対策など、やむを得ない場合の焼却
- ・キャンプ時のたき火や常識的に通常行われる軽微なものなど
- ※ 例外となっているものについても、むやみに焼却してよいというわけでは あいません。風向きなど安全を確認の上、消防署へも届け出をしましょう。
- ※ やむを得ず野焼きを行う場合は、周囲に声を掛けるなど近所とのトラス ルを出来るだけ避けていただき、生活環境第一に配慮をお願いします。
- ※ 違反した者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に課せられることがあります。

問い合わせは・・・ 伊勢市 環境生活部 環境課 (Tel 21-5541) 三重県伊勢農林水産商工環境事務所 環境室環境課 (Tel 27-5405)